

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年**10**月**27**日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第 1 0 6 号

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部 を改正する規則

さいたま市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 2 8 年さいたま市規則第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長が必要と認める図書等) 第 3 条 省令第 2 0 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 住宅品質確保法第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表 1 の断熱等性能等級の等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級の <u>等級 6 以上</u> に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し (6) [略]	(市長が必要と認める図書等) 第 3 条 省令第 2 0 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1)～(4) [略] (5) 住宅品質確保法第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書（住宅性能表示基準別表 1 の断熱等性能等級の等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級の <u>等級 6</u> に適合していることを示すものに限る。）の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書の写し (6) [略]

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。